

新型コロナウイルス感染症に関するQ & A

～ こんなときはどうすればいいの？ ～

医学部医学科

大学院医歯学総合研究科（医）

令和4年5月30日（令和5年5月4日8月17日最終改訂）

新型コロナウイルス感染症に関する行動制限については、学生（大学院生を含む）は医学科学務係からの通知に従ってください。ただし、病院で実習する学部生、病院で勤務する大学院生、教職員については病院のルールが優先されますので、病院のマニュアルや感染管理部の指示に従ってください。

このQ & Aでは、「自分自身が感染者になった」「濃厚接触者になった」時などに、どうすればよいかを整理しました。参考にしてください。

学生（大学院生を含む）の皆さん

Q 1 濃厚接触者の定義はどうなっているか。

- ・陽性者と「感染の可能性のある期間（※1）」に接触し、「以下の範囲（※2）」に該当する場合です。

※1 感染の可能性のある期間

- 1) 有症状者の場合: 症状が出た日の2日前から療養の解除基準を満たすまで
- 2) 無症状者の場合: 陽性となった検体を採取した日の2日前から療養解除の基準を満たすまで

※2 濃厚接触者の範囲

次のいずれかに該当する場合

- 患者と同居または長時間の接触があった。
- 手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、マスクをきちんと着用せず、陽性者と15分以上の接触があった。
- 適切な感染防護（マスク着用など）なしに陽性者を診察、看護もしくは介護をした。
- 患者の気道分泌液もしくは体液等に直接接触した可能性が高い。

~~・現在は、陽性者自身が濃厚接触者を特定し、連絡も行うことになって
います。~~

- ・濃厚接触者となった場合は、Q 2のとおり対応願います。

Q 2 自身が濃厚接触者となった。

~~1) 同居家族（同居人）以外との濃厚接触の場合~~

~~・陽性者との最終曝露日を0日として、5日間の通学停止となります。
ただし、7日間が経過するまでは重症化リスクの高い方との接触や、
感染リスクの高い場所の利用、会食は行わないでください。~~

~~・最終曝露日から7日間の健康チェック票を記録し提出する必要がありますので、
医学科学務係（025-227-2016）までご連絡ください。~~

~~・同居する家族が陽性となった場合の最終曝露日の考え方は国の基準
と同様で、「感染者の発症日か、家庭内での感染対策（※1）開始日の
遅い方」です。~~

~~※1 「家庭内での感染対策」は、マスク着用や手洗い、消毒など基本的な範囲
でよく、感染者の隔離など厳しい対策は求めていません。~~

- ・病院に立ち入らない学生（主に1～4年生）は、症状がなければ、
通学可能です。症状がある場合は抗原検査を実施し、陰性であれば通
学可能です。ご希望があれば抗原検査キットを郵送しますので医学科
科学務係（025-227-2016）にご連絡をお願いします。同居家族（同居人）
が陽性者の場合を除き、自宅待機2日目、3日目に抗原検査をし、陰
性を確認することにより、3日目から通学可能とすることもできま
す。ご希望される場合は、抗原検査キットを用意しますので、医学科

~~学務係（025-227-2016）までご連絡ください。ただし、熱、咳、咽頭痛、などの症状がある場合は、抗原検査キットによる待機期間の短縮は行いません。検査をしない場合は、症状がないことを確認して6日目から通学可能です。~~

- 無症状の場合であっても、可能であれば、感染拡大防止のため、5日間程度の自宅待機を推奨します。

- 臨床実習期間中の学生（主に4、5、6年生）が濃厚接触者となった場合、**大学病院感染管理部の取り決めにより、陽性者との最終接触日を0日として、5日間参加することができません。2日目及び3日目の抗原検査陰性であれば実習に参加可能かどうかは、受け入れ先の診療科へ相談してください。**

- ご自身で事前に用意した抗原検査キットを使用する場合は、必ず厚生労働省に承認された体外診断用医薬品を用いてください。承認された抗原検査キットの一覧は厚生労働省 HP で確認願います。

[（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html）](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html)

医療用抗原定性検査キットを一般販売している薬局については、厚生労働省の HP で検索できます。

[（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082537_00001.html）](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082537_00001.html)

~~なお、感染拡大防止のため、濃厚接触者となってから購入しにいかないでください。（事前に購入しているか、知人に置配を依頼する。）~~

2)同居家族（同居人）との濃厚接触の場合

~~同居家族（同居人）が陽性者の場合は、5日間の自宅待機とし、抗原検査キットによる待機期間の短縮は行いません。5日間の自宅待機が終了したのち、「症状が無いこと」、かつ、6日目に抗原検査キットで検査をし、「陰性であること」を確認することにより、通学可能とします。この時点で症状がある場合は、医療機関を受診してください。この場合の抗原検査キットも医学科が用意しますので、待機期間終了を待たずに、速やかに医学科学務係（025-227-2016）へ請求してください。~~

~~6日目に抗原検査ができない場合は、7日目以降に抗原検査を実施してください。陰性及び症状がないことを確認して、当該日から通学可能とします。~~

~~臨床実習期間中の学生（4、5年生）は、1）と同様の対応となります。~~

~~ご自身で事前に用意した抗原検査キットを使用する場合は、必ず厚生労働省に承認された体外診断用医薬品を用いてください。承認された抗原検査キットの一覧は厚生労働省 HP で確認願います。~~

~~[（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html）](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html)~~

~~医療用抗原定性検査キットを一般販売している薬局については、厚生労働省のHPで検索できます。~~

~~(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082537_00001.html)~~

~~なお、感染拡大防止のため、濃厚接触者となってから購入しにいかないでください。(事前に購入しているか、知人に置配を依頼する。)~~

~~・感染した同居家族(同居人)が診断時点で無症状病原体保有者であり、その後発症した場合は、その発症日を0日目として起算します(それまでの自宅待機期間はリセットされます)。~~

~~Q3 同居家族(同居人)の濃厚接触者として自宅待機していたところ、別の同居家族(同居人)が新たに陽性となった。~~

~~・別の同居家族(同居人)が陽性となった場合は、改めてその発症日(当該別の同居家族が無症状の場合は検体採取日)を0日目として起算します(それまでの自宅待機期間はリセットされます)。~~

~~Q4 同居する家族が濃厚接触者となった。通学は可能か。~~

~~・家族が「陽性」もしくは「有症状」とならない限り、大学としては通学可能としています。ただし、授業の態様等から、教員の判断で必要な期間休ませることもあります。~~

Q3 自身に風邪様症状がでた。通学は可能か。

・病院に立ち入らない学生(主に1~4年生)は、新型コロナ陽性者との濃厚接触がなければ、通学可能です。濃厚接触があった場合は、Q2の「症状がある場合」を参照してください。ご希望があれば、検査キットをお渡ししますので医学科学務係(025-227-2016)までお申し出ください。

・臨床実習期間中の学生(4, 5, 6年生)は、病院のルールに従っていただきますので、医学科学務係(025-227-2016)にお問い合わせください。

~~・症状が治まるまで通学停止となります。医療機関を受診してください。症状の原因が「新型コロナウイルス感染症」ではないと診断された場合、解熱剤を服用せずに解熱後24時間が経過し、かつ症状が軽減すれば通学可能です。咳や喉の違和感など軽微な症状がある場合も外出を控え「うつさない行動」を徹底し、必要であれば医療機関を受診してPCR検査を受けるなどの対応をしてください。~~

~~・現在の症状が軽く、重症化リスクが高くない(妊娠、喫煙、肥満、基礎疾患がない)方の場合は、医療機関を受診せずに、抗原検査キットでの検査を活用することも検討してください。検査キットは、ご自身~~

~~で事前に用意するか、新潟県に抗原検査キットを請求することも可能です。キットの検査結果が陽性の場合、県の陽性者登録・フォローアップセンターに登録することで、医療機関を受診せずに確定診断やフォローアップを受けることができます (<https://yousei-niigata.jp/self-request-form/>)。なお、陰性の場合、改めて医療機関を受診して、医師の診断をうける必要があります。~~

~~・陰性の場合、7日間もしくは症状が消失した時点まで健康チェック票の記録が必要となります。~~

~~Q 6 同居する家族に風邪様症状がでた。出勤可能か。~~

~~・症状が治まるまで通学停止となります。必要に応じて、かかりつけ医を受診させてください。PCR検査、抗原検査を受けた場合は、結果がでるまで通学停止となります。~~

~~Q 7 自身がPCR検査または抗原検査を受けることとなった。~~

~~・結果がでるまで通学停止となります。~~

Q 4 自身が陽性となった。

・発症日（無症状の場合は検体採取日）を0日目として5日間かつ、解熱後24時間を経過まで、自宅待機となります。発症後5日目以降も発熱している場合は、解熱して24時間以上経過するまで自宅待機となります。医学科学務係（025-227-2016）にご連絡願います。

~~・隔離期間は、医療機関等の指示(※1)に従ってください。その期間は、通学停止となります。なお、隔離期間中に同居人が陽性となっても、隔離期間は延長されません。~~

~~・大学本部への報告が必要になりますので、医学科学務係（025-227-2016）に連絡願います。~~

~~・臨床実習期間中の学生については、大学病院感染管理部の取り決めに準じ、学務係へ濃厚接触者のリストの提出が必要となります。~~

~~・隔離解除後7日間、健康チェック票に記録をして医学科学務係に提出願います。~~

~~※1 医療機関等から隔離期間の指示がない場合（自宅で抗原検査を実施した場合含む）は、以下の国の基準に従ってください。~~

~~1) 有症状の場合：症状が出た日を0日として、7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過した時点で療養終了。「症状軽快」は解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合をいう。ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、感染予防行動の徹底をお願いします。~~

~~2) 無症状の場合：検査のために検体を採取した日を0日として、7日間無症~~

~~状で経過した場合は、7日目までが療養期間。療養期間中に発症した場合は、それまでの療養期間がリセットされ、発症日を0日として1)有症状の場合の療養期間に従う。~~

~~なお、無症状で経過して、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、6日目から通学可能とします。ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、感染予防行動の徹底をお願いします。療養期間の短縮をご希望の場合は検査キットを送付しますので、医学科学務係（025-227-2016）に連絡をお願いします。ご自身で事前に用意した抗原検査キットを使用する場合は、必ず厚生労働省に承認された体外診断用医薬品を用いてください。承認された抗原検査キットの一覧は厚生労働省HPで確認願います。（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html）~~

~~・臨床実習期間中の学生（4，5年生）が陽性となった場合、隔離期間は保健所の指示に従うこととなりますが、実習は、大学病院感染管理部の取り決めにより、発症日を0日として14日間参加することができません。その期間の取り扱いについては、実習担当教員または入試・臨床実習係の指示に従って対応してください。~~

~~Q9 新潟県外への移動について~~

~~・周囲の感染状況を確認の上、その必要性を慎重に判断し、往來の必要がある場合は、マスクの着用等基本的な感染防止対策を行ってください。~~

~~・移動後1週間の健康観察に心がけてください。必要に応じて、健康手帳・マスク票などの提出を求められます。~~

Q5 海外渡航について

・留学プログラム、国際会議・学会、私費渡航について、事前の申請と感染症対策を講じることを条件として、海外渡航が可能です。

・海外渡航する場合は、懇話会担当教員または指導教員に連絡のうえ、医学科学務係（025-227-2016）に渡航希望日の4週間前までに申請をしてください。

・帰国後の自宅待機は必ずしも必要ありませんが、体調不良の場合は自宅待機をして、受診してください。

なお、やむを得ず、自宅待機期間をとらない場合については、3日間程度はできるだけ人との接触を避けた行動をとること。

特に、期間内（帰国後3日間程度）に本学学生及び教職員と接触する機会が想定される場合は、自身による抗原定性検査キット等の検査の実施を推奨します。

Q 6 課外活動について

- ・対面型による部活動・サークル活動について、全学の対応と同一とします。

臨床実習期間中の学生は、大学病院の感染症対策方針に従うことを前提に大会参加後の自宅待機および抗原検査は実施しないこととします。

熱、咳、咽頭痛、などの症状がある場合は、必ず医療機関を受診してください。臨床実習期間中の学生は、病院のルールに従っていただきますので、医学科学務係（025-227-2016）にお問い合わせください。

また、大学病院が指定する地域※（大学病院ホームページ「新型コロナウイルスに関するお知らせ https://www.nuh.niigata-u.ac.jp/news_cv」参照）に移動した場合は、当該地域を離れてから最低3日間体調に変化がないことを確認してから課外活動に参加してください。

※大学病院の指定地域（R5.54.817現在）指定地域なし

- ・なお、臨床実習期間中の学生については、病院実習を続けるためにも、課外活動に伴う感染リスクの管理は、自分自身で十分行うようにしてください。参照：「課外活動における日常活動・大会参加時の早見表」ただし、個人として大会等に参加する場合は特に手続きは必要ありませんが、所属する団体が同大会に参加する場合は、その学生と接触がないようにしてください。

Q 7 日常生活会食について

1) 会食について

- ・不特定多数、日常交流のない知人、友人との喫食を伴う会食は慎重に行うこと。

・課外活動団体において、大会期間中及び大会終了後の懇親会は、感染症対策に留意した上で参加可能です。しかしながら、臨床実習期間中の学生に関しては、大学病院職員の自粛基準を遵守してください。

参考：病院職員の自粛基準

「多人数の参加する着座でない飲食については参加を慎重に判断し、感染対策に留意すること。なお、各診療科、病棟、院内各部署のスタッフ同士、または過半数が同一診療科、病棟、部署のスタッフである会食に関しては、それぞれの総スタッフ数の半数を超えない範囲で行うこと。なお、所属にかかわらず、同部署、診療科での実質上の枠組みでも半数を超えないこと。感染者が出た場合、濃厚接触者の自宅待機により、病院機能に重大な影響をもたらす恐れがある。」

2) スポーツジム等運動施設の利用について

・感染対策の状況(消毒液等)十分な対策が取られていることを確認し、利用に際しては、多人数となる時間帯、曜日等を避けること。過密なトレーニングマシン等の運用がなされている運動施設、ジム等の利用は極力避けること。

3) カラオケ、ライブハウスの利用

・カラオケに関しては、参加者の体調を確認し、感染対策を行うこと。ライブハウスは感染対策が行われていることを確認すること。

・臨床実習期間中の学生については、カラオケは一人または同居家族のみで可能とし、それ以外の複数名での実施は不可とします。

4) スポーツ観戦、コンサート、フェスティバル等への参加

・入退場を管理できない全国的・広域的な祭り、飲食を伴うイベント等への参加については慎重に判断すること。また、イベント自体で感染対策がなされていることを確認すること。

5) テーマパーク等

・4)と同様に感染対策がなされていること、過密にならないような入場管理をおこなっていることを条件とする。

6) 旅行、会食、イベント等への参加後の対応

・上記に参加し、不特定多数の人、普段は会わない人と接触した後は、自身の体調変化に注意し、軽微であっても体調変化を自覚した場合は通学しない等、感染のリスクを考慮して行動すること。

Q 8 アルバイトについて

・ナイトクラブなどの感染のリスクの高い職場でのアルバイトは、引き続き、禁止します。

Q 9 学生・教員懇話会について

・懇話会の実施方法について、非対面、対面は問いませんが、対面で実施する場合は、事前に実施日、実施会場、参加人数等を医学科学務係へ届け出るとともに、基本的な感染対策及び以下の点に留意して実施してください。(届出は懇話会の学生幹事(3年生)が行ってください。様式は別途幹事へ配付している「懇話会経費請求書」を使用してください。)

- 1) 弁当を準備する場合は、講義室内にて飲食可能であるが、お互いの距離を取って座り、短時間に終了すること。
- 2) 懇親会や昼食会などの飲食は、着座で行い、お互いの距離を十分取り、換気が良好な店舗を選ぶなどの感染症対策を取りながら実施すること。

Q 10 新型コロナウイルスワクチン接種について

・医学科では、感染や重症化予防のため、学生がワクチン接種を受ける

ことを強く推奨しています。

- ・ワクチン接種後に副反応が出て、授業、実習に出席できない場合は、担当教員、医学科学務係（025-227-2016）に連絡してください。

Q 1 1 病院見学について

- ・病院見学について、原則、県内外への移動の制限はありませんが、大学病院が指定する県外地域※（大学病院ホームページ「新型コロナウイルスに関するお知らせ https://www.nuh.niigata-u.ac.jp/news_cv」参照）への病院見学は、臨床実習期間中は、原則6年生のみ、3週に1回のみ可能とします。この場合は、当該地域を離れてから最低3日間体調に変化がないことを確認してから、実習に復帰してください。（例：土曜日に指定地域の病院へ見学した場合。日曜から火曜の3日間自宅待機し、水曜日から復帰）やむを得ず実習を欠席する場合は、必ず事前に担当教員へ説明してください。

※大学病院の指定地域（R5. 5.4. 817現在）指定地域なし

Q 1 2 Q2～4の理由で実習や授業を休まざるを得ない場合の取り扱いについて

- ・やむを得ず実習や授業を欠席する場合は、担当教員、医学科学務係（025-227-2016）に必ず連絡してください。また、欠席となった場合の取り扱いについては、授業担当教員の指示に従って対応してください。（補講や自宅学習の支援など、可能な方法で対応をします。）

Q 1 3 マスクの着用について

- ・全学では個人の判断に委ねることとなりましたが、医学部として、当面以下のように対応をお願いします。
1～4年生については、学生同士の感染を抑えるために、大学における講義や試験、実習中のマスクの着用をお願いします。
臨床実習期間中の学生に関しては、各受入病院の指示に従って対応してください。新潟大学医歯学総合病院における臨床実習では、マスクに加え、フェイスシールドの着用が必要となりますので注意してください。